

諮問日：令和4年11月14日（令和4年度（最情）諮問第17号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（最情）答申第34号）

件名：裁判所職員総合研修所入所試験の略称が日本語ではない場合の正式名称が記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

令和4年度に実施する裁判所職員総合研修所入所試験の略称が日本語でない場合、その正式名称（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年7月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和4年度裁判所職員総合研修所試験は、年度の部分を除きCE試験と略称することが定められている。

ところでこのCEの文字はブラジル語、スペイン語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、英語その他の言語のうちどれであるかは一見して判読できないが、日本語でないことは確実である。なぜなら日本語は漢字、平仮名、片仮名を基調とする言語であり、アルファベットは国語表記として認められておらず、司法行政上も何らの根拠もなく使用することが許されていないのは、国会や政府省と同様である。

そうすると略称が日本語表記でないのであるから、その略称に対応する正式

名称にあってもその略称と同一言語であるのは当然であり、それはその略称に使用された言語と同一の、日本語以外の言語であると考えられる。

してみると、日本語ではないのであるからそれは文書に表記されてなければ何人にとってもCEが何の略称であるのか理解できるはずもない。最高裁判所自身が自ら日本語以外の略称を定めて使用しているのであるから記憶に基づくものではなく何らかの根拠があるはずであり、その根拠は文書上に見出されると考えられる。

よって、当該文書は存在すると考えるのが合理的である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 「CE」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称である。最高裁判所内において、当該略称に対応するアルファベット表記の正式名称が記載された文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。
- 2 この点、裁判所職員総合研修所入所試験は、試験の開始に先立って、その略称を定めるに至った経緯が記載された文書や外国語表記に対応した正式名称が記載された文書が作成された可能性はあるが、試験の開始から十数年以上が経過していることから、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としない（令和3年度（最情）答申第45号参照）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年2月17日 審議
- ④ 同年3月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、令和4年度に実施する裁判所

職員総合研修所入所試験の略称は、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において「CE」と定められていること、同試験はその開始から十数年以上が経過していることが認められる。

上記確認結果を踏まえれば、上記試験の略称について、試験の開始に先立って、当該略称を定めるに至った経緯やアルファベット表記に対応した名称が記載された文書が作成された可能性はあるが、上記試験はその開始から十数年以上が経過していることから、「CE」の表記に対応する名称に係る文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない（令和3年度（最情）答申第45号参照）。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子